

第21回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和5年3月27日(月)午後3時30分～午後4時57分

2 開催場所 布津多目的集会施設 大研修室

3 出席委員
(農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
5番 小川一英	6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	9番 中野裕二
10番 本多利任	11番 山下勝也	12番 山崎伸吾	13番 寺田健蔵
14番 水田 勇	15番 中村修治	16番 金子初夫	17番 馬場正国

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	21番 野原重光	22番 中山秀樹	23番 田中八郎
25番 増田孝徳	27番 内田一郎	28番 末吉秀明	30番 中村康弘
31番 石橋浩昭	32番 石橋正浩	33番 山口俊一	37番 原田久也
38番 岡田裕弥	39番 浅田修弘	41番 三宅東英	43番 宮崎 努
44番 山本敏晴	45番 宮崎陽一	47番 本田勝彦	48番 飛永敏博

4 欠席委員
(農業委員)

8番 平 光正

(農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	24番 本多正敬	26番 北岡新市	29番 神崎好史
34番 松尾和昭	35番 寺田俊秀	36番 末續公德	40番 柴内成世
42番 本多晋介	46番 相良栄一郎		

5 議事録署名委員 5番 小川一英 6番 植木健太郎

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸

[日 程]

議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第90号 農用地利用集積計画の決定について
議案第91号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

そ の 他 ・農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について
・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） 定刻となりましたので、ただいまから第21回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、8番平委員、20番田中委員、24番本多委員、26番北岡委員、29番神崎委員、34番松尾委員、35番寺田委員、36番末續委員、40番柴内委員、42番本多委員、46番相良委員から欠席の届けがっております。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議長 改めまして、こんにちは。

本日は、第21回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

職員の任免に関することにつきましては、会長専決事項ということで専決いたしました。

今回、松尾局長が定年退職され、再任用として南有馬支所へ、そして、農村整備班長の小淵さんを新しい局長として迎え入れます。松尾局長におきましては、11年間ご苦労さまでした。今日まで業務に頑張っていたことに対して、改めて感謝申し上げます。再任用職員として新しい部署でのご健闘をお祈りいたします。

さて、農業者年金加入推進につきましては、委員の皆様には最後の最後まで頑張っていたいただき、市全体で16件という実績を上げていただきました。新型コロナウイルスの影響による農家の経営が厳しい状況の中、加入推進が難しい面も多かったかと思っております。そのような中でこの件数を達成できたことは、素晴らしい成績ではないかと思っております。誠にありがとうございます。

また、本日、最適化の推進に関する意見書（案）についてもご検討いただくこととなっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局長から農業委員18名中、出席委員は現在1名の欠席と報告があり、出席17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に5番小川委員、6番植木委員を指名します。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。

まず、最初に、その他の案件で、それを最初の議題といたします。**農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について**、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 本日お配りしておりますA4の横長の農業委員会等に関する法律第26条の規定に基づく職員の任免について（報告）の用紙で報告させていただきます。

- 1、転出、新所属、総務部人事課付、氏名、松尾強、旧所属、農業委員会事務局長。
- 2、転入、農業委員会事務局長、小淵忍、農林水産部農村整備課農村整備班参事。
- 3、発令予定年月日、転入に関しては令和5年4月1日、転出に当たりましては令和5年3月31日となっております。以上です。

議長 職員の任免に関することにつきましては会長専決事項となっておりますので、専決いたしましたのでよろしくお願いたします。

それでは、**議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について**、事務局より説明をお

願います。

事務局（〇〇） それでは、私から、議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページをお願いします。

（議案第88号 番号1を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

1番の案件は布津の案件ですが、布津の委員さん、何かご意見等ありませんか。

（「問題ありません」との声）

議長 よろしいですか。意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第89号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いいたします。

番号1、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇、地目、田、地積が369平米となっております。申請の目的ですけれども、一般個人住宅となっております。現在、借地上に住宅を建てて居住しておりますけれども、老朽化のため建て直したく土地の所有者に相談したところ、返還の申出があったため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可あり次第、永年、所有権移転ということになります。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われま。なお、隣接の宅地130.27平米と一体利用となりますので、合計が499.25平米となります。一般個人住宅、木造平家建て、建築面積は57.96平米となっております。転用者が〇〇をされておりまして、〇〇の置場と〇〇を2つ置くスペースを確保しております。最高1mの盛土をし、整地し、コンクリート擁壁で土留めをして土砂の流出を防ぎます。雨水につきましては、溜桝を経由し、道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、同じく道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金によって賄われます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この現地調査の発表を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3月23日の午後2時ぐらいより、〇〇委員さん、〇〇推進委員さん、それと事務局3名で現地の調査に行ってまいりました。場所は、国道251号線を島原側に行きますと、〇〇とか〇〇の辺りなのですが、それを海側に下りていきますと、〇〇まで行くの

ですが、〇〇の上に〇〇がありまして、そのちょうど上の部分に当たります。

雨水につきましては、先ほど説明がありましたとおり、建物が建っていますね。その建物とその左側が〇〇になりまして、その間に8 mぐらいの道路があります。そこに側溝がありますので、そっちに水は全部流すということです。裏側に遊歩道、農地があるのですけれども、そこにはきちんと行ってくださいということをお願いしましたが、ただ、ちょっと持ち主がはっきり分からないということで、今まだ確認中だそうです。右側は住宅がありまして、何ら問題はないかと、これは仕方ないかと思ひ、見てまいりました。皆様のご意見をよろしくお願ひいたします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員から説明がございましたように、当初ここを30センチ盛土するということでしたけれども、30センチでは、さっきの左側の大きな排水溝には流れないということで、大体1 m高くすれば水平に流れるのじゃないかということをお願いしてきたら、今日は事務局から1 mということの説明がございましたので、何ら問題はないのかなと見てまいりました。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、4 ページ、番号2 から4 までは同じ場所でありますので、説明は一括してでよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議 長 それでは、事務局、よろしくお願ひします。

事務局(〇〇) それでは、4 ページをお願いいたします。2 番から4 番まで一括して説明させていただきます。

まず、番号2 です。番号2、深江町の〇〇さんから深江町の株式会社〇〇さんへ、土地が深江町〇〇、地目が畑で390 平米となっております。こちらにつきましては、転用の目的が露天の資材置場となっております。現在、事務所の敷地に一部資材を置いておりますが、狭いため申請地を資材置場として利用したいということでもあります。権利の内容につきましては売買、時期は許可日、期間は永久となっております。

こちらにつきましては、露天の資材置場、これが390 平米ですけれども、現在、現状のまま碎石舗装して、雨水につきましては東側に側溝を新設し、溜桝を経由して道路側溝へ放流することをございます。汚水・雑排水については発生いたしません。こちらにつきましては、自己資金で賄われます。なお、こちらにつきましては、農地区分がおおむね10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われます。

次、5 ページをお願いいたします。

番号3、こちらにつきましては、深江町の同じく〇〇さんから、譲受けのほうで、2分の1 ずつになりますが、深江町の〇〇さんと深江町の株式会社〇〇さんの共同持ち分になります。深江町〇〇となります。地目が畑で面積が87 平米です。こちらにつきましては進入路になります。

建築予定の住宅用地への進入路と整備予定の、先ほどの2番の案件になりますけれども、資材置場の用地への進入路として利用したいということでございます。こちらにつきましても売買で、許可日から永久年となっております。

こちらにつきましては、先ほどの第1種農地に該当するということでございますが、隣接する今回の第5条転用案件の番号2の転用許可があった場合に限ってですけれども、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われる。進入路の面積は87平米ですけれども、現状のままコンクリート舗装して、雨水は東側に側溝を設けて、溜桝を経由して道路側溝へ放流されると。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、それぞれ自己資金及び借入金によって賄われます。

次、6ページになります。

番号4、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇、地目が畑で地積が499平米となっております。転用の目的は一般個人住宅です。現在、両親と同居しておりますけれども、申請地を譲り受けて持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては同じく売買で、時期は許可あり次第、期間は永久となっております。

こちらにつきましても、農地区分につきましては第1種農地と思われれます。一般個人住宅、木造2階建ての建築面積202.05平米となっております。現状のまま整地して、周囲には既存の石積みがあり、そのまま利用します。雨水につきましては、東側に側溝を新設して、溜桝を経由して道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、借入金により賄われます。以上、3件になりますけれども、説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 番号2について、ちょっと事務局に質問いたしますけれども、第1種農地の例外規定で許可ということで、この2番に関しては、住居はない。資材置場でも、これは許可できる案件でしょうか。

事務局(〇〇) 2番の案件ですけれども、2番のすぐ北側というのですか、そちらのほうに宅地がありまして、そちらのほうにつきましては、事前にちょっと県のほうにも確認をして、集落接続の例外を使えるかどうかということで相談をしたところ、こちらの番号2番については、もう隣接しているので例外規定が可能ですということでした。

議長 居住上可能という例外規定だとは思いますが、資材置場は居住しないので、その例外規定にそれも当たるわけなのですか。

事務局(〇〇) 居住する者または事業の業務上必要な施設になりますので、業務上必要な分の例外規定のほうになります。

議長 それも例外規定内に入るといことですね。分かりました。

2番の案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員から報告をお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほどのメンバーで、午後2時30分ぐらいに現地調査に行っていました。場所は、先ほどの国道251号線をもうちょっと島原のほうに行きますと、〇〇小学校、〇〇中学校、そして〇〇体育館がございます。それを真つすぐ雲仙まで上っていきますと、広域農道とちょうど間ぐらいが現地です。

先ほど説明があった3点ですけれども、今現在、写真では4つに区別してありますが、左側の3枚の分です。今、矢印があるところが資材置場で、その次の進入路が狭いんですよ。その奥が居住地というふうになっています。もう一つ、その奥のほうが〇〇土地改良区になりまして…

議長 ちょっとすみません。2番目の説明をお願いします。

〇〇番〇〇委員 2番だけでいいですか。

議長 はい。次、また。

〇〇番〇〇委員 分かりました。そうしたら、2番だけ説明いたします。場所は先ほど申したとおりで、資材置場、その道路沿いに面しまして、一番手前側に側溝をつけて縦道の側溝に入れるということです。後ろは家が建ってまして、資材もあまり高くは積まないということで、何ら問題はないと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員がおっしゃられたとおり、何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、説明は先ほど一括してありましたので、番号3についても〇〇番〇〇委員から現地報告をお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。番号3は、先ほど申しました進入路です。その進入路にも一番東側に側溝をつけるということで、ちょうど道路を挟んだ状態で両方側溝を造るということで私たちも確認してきました。何ら問題ないと思います。以上です。

議長 この案件に関して、何か皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号4につきまして、説明は先ほど一括してありましたが、この現地調査の報告を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど場所は説明したとおり、一番奥側で、途中までちょっと話をしましたが、その南側が〇〇土地改良区で、もう基盤整備をした場所になります。家から屋敷の境界までが、一番狭いところで3m50cm、それと今度対局の間に大きな側溝が、大体3mぐらいの側溝がありますので、全くこれも問題ないのかなと見てまいりました。皆様のご意見のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも今〇〇委員がおっしゃられたとおり、何ら問題ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、7ページをお願いいたします。

番号5、深江町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇、地目が畑、面積は960平米となっております。転用の目的は一般個人住宅及び露天の資材置場です。現在仮住まいのため、申請地を譲り受けて持家を建築したいということと、敷地の一部を自分が代表を務められる〇〇の資材、コンテナ置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期は許可の日、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、隣接する今回の第5条転用案件の番号3の転用許可があった場合、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから例外規定に該当すると思われま。一般個人住宅、木造2階建ての建築面積は165.62平米です。最高0.6m、最低0.3mの盛土をし、整地を行ってコンクリート擁壁を設けて土砂の流出を防ぎます。敷地内に転用者が代表を務める〇〇で使用するコンテナ2,000個分を置く場所を確保しております。雨水につきましては、集水桝を経由して道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流いたします。資金につきましては、借入金によって賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも先ほど現地調査した場所と全く同じで、先ほどの6名で現地調査をしてまいりました。先ほど説明したところの、もう石垣を挟んですぐ下の部分で、コンテナも2段までしか積まないよという指導の下で、これだけ面積が必要だということでしたので、何ら問題ないかと思って、見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 コンテナは2段ですか。高さ1.4と括弧書きであります。

(「1.4mない」との声)

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも今〇〇委員がおっしゃられたとおりですけれども、今、会長からあったコンテナのことですけれども、あまり高く積むと風で周りに迷惑をかけるということで、皆さんご存じですけれども、コンテナの中に1つ入れて、それを見た場合に2段になるということで、それよりも高くは積まないということで、迷惑をかけないようにいたしますということでしたので、その辺は問題ないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告がありました。皆さんのご意見等ありませんか。

この案件は隣接する集落に接続ということで、4番の許可がないと受付もできないということですね。一括して審議が通らないといけない案件ですね。続けて2番から5番までは、多分権利が一緒ですので、一括して通れば許可と思っています。4番ができなければ多分許可できないんだと思ったんですけれども、皆さん、ご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号6について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（〇〇） それでは、8ページをお願いいたします。

番号6、布津町の〇〇さんから布津町の社会福祉法人〇〇さんへ、布津町〇〇、地目が畑、面積が1,146平米となっております。転用の目的は駐車場です。職員及び来客用の駐車場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、許可あり次第、永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の2分の1を越えないものに限る）の例外規定に該当いたしますので、例外規定ということになると思います。転用の面積である駐車場の面積は1,146平米となっております。既存の施設の面積は3,498.25平米であることから、例外規定に該当すると思われま。現状のまま整地し、碎石舗装いたします。北側に農地との境がありますけれども、そちらについてはコンクリート擁壁を設けて土砂の流出を防ぎます。職員用及び来客用の駐車スペース24台分を確保いたします。雨水につきましては、集水枡を經由して既存の水路のほうへ放流ということになっております。汚水・雑排水につきましては発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではありますが、〇〇番〇〇推進委員が代理者となって申請されているものであり、本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することになっておりますので、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3月23日の午後1時30分頃より、事務局4名、〇〇委員、〇〇推進委員、会長、7名で見てまいりました。場所は、私は初めて行ったのですが、行くときと帰りがどうも違ったようで、どこかというところ、一番分かりやすいのは、〇〇会館というところがありますけれども、そこをもうちょっと先に島原の方面へ行きまして、〇〇バス停というのがございますけれども、それより上に600mぐらい上って、それでまた左のほうに500mぐらい行ったところが現地になるかと思えます。

今説明がございましたように、この土地は広くて、見た目はそうでもないのですが、手前側が上のほうで向こう側が下になるのですが、かなりな勾配がついて、それでまたこの下にもすぐ農地があるということで、雨水について、かなりの水が来るのじゃないかということで、溜枡から既存の側溝に流されるということでしたけれども、これはかなり下を高くしないと下に行ってしまうということでしたが、石の上から30センチ以上の土留めを、水留めをして溜枡へ流すということで、それぐらい、当時は10センチぐらいと言われていたのですが、それじゃ越えていきますよということで、お願いして30センチ以上にしてほしいということで、石の上に30センチということですので、かなり高くなって下にはほとんど行かないかなと思っております。そしてまた、車のほうも一番下のほうから入られるということで、問題はないのかなと見てまいりました。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほども〇〇委員さんが申されましたとおり、水漏れの指摘も会長さん、〇〇委員さん、〇〇委員さん、3名からの指摘もありまして30センチにされているとい

うことで、何ら問題はないかと思えます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員、いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。そこの保育園はうちの孫も通っているのですけれども、雨水を側溝に、側溝ですかね。

(「水路」との声)

〇〇番〇〇委員 水路に流すと言われたのですけれども、そこにそんな流すような水路があったかなと思うのですけれども、かなり大きな水路、流れるような水路があったのですか。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 はい。もう見ていただくように、これがありまして、また、この下の道路にも大きな水路がありますので、ここは結構広いんですよ。草が生えて狭く見えますけれども、実際は広くて、それでまた、下のほうに広い道路がありまして、その広い道路の横にも大きな側溝がございますので、そこに行けば十分じゃないかなと思って、見てまいりました。以上です。

〇〇番〇〇委員 分かりました。

議長 よろしいでしょうか。ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、この案件は第1種農地で1,000平米を超える転用許可申請であり、県下農業委員会の申合せにより長崎県農業会議に諮問することになっておりますので、許可相当として県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して県へ進達いたします。

〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 次に、番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、9ページをお願いいたします。

番号7、有家町の〇〇さんから有家町の株式会社〇〇さんへ、土地は有家町〇〇、地目が畑、地積が957平米となっております。転用の目的は製麺工場です。事業拡大のため、申請地に製麺工場を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われまゝ。製麺工場、木造平家建ての建築面積は440平米です。最高1.2m、最低0.8mの切土をし、整地し、コンクリート舗装をいたします。擁壁を設けて土留めをし、土砂の流出を防ぎます。雨水は排水溝を新設し、溜桝を経由し、既存の水路へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、既存の水路へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金及び借入金によって賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3月23日午後3時45分頃から、〇〇委員、そしてまた〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、皆さんがご存じの国道251のほうに〇〇会館という斎場がございますけれども、そのすぐ裏側になります。今から見てもらえれば分かります

けれども、この現地のすぐ下が、ほかの人の農地があるわけなのです。それでここは切土をして1mは下げるということでしたけれども、その下に畑があるのですけれども、その方は、何ら問題ないのかというと、ほとんど影になってしまうわけなのです。しかし、それはもう影になっても仕方がないから、いいからということで、そこはもう行かなくていいということでした。

さっきの雨水も、裏のほうに水路が通って、向こうに既存の大きな水路がございましてけれども、それに流すので、畑にも全然行かないようにするということでした。私が一番心配したのは、この畑が、その下に家がありますけれども、そこも本人さんには言わんのですけれども、そこに一番畑が、約7割があるわけなのです。それじゃ根ごと死んでしまうじゃないかということで、私も懸念をしていたのですけれども、それはもう当事者とも話合いが済んでいるということでしたので、それなら、もう何ら問題はないと見てまいりました。皆さんの審議をお願いいたします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今報告のあったとおり、隣接する農地については承諾があつておるということですので、致し方がないと考えております。以上です。

議長 既存の製麺、あと新しい申請地の間に農地があつているということで、その方の同意は取れているということです。

この件に関して、皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号8について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、10ページをお願いいたします。

番号8、西有家町の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇、地目が畑、地積が486平米となっております。転用の目的は一般個人住宅です。現在両親と同居していますけれども、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地を譲り受けて持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては売買で、時期については許可日、期間につきましては永久年となっております。

本案件の農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般個人住宅、木造平家建ての建築面積は108.49平米です。現状のまま整地いたします。雨水は溜桝を經由し、道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇です。これも3月23日午後4時10分過ぎに、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、皆さんご存じのとおり、西有家の〇〇というスナックがございましてけれども、そこから雲仙線に真っすぐ上りまして、約600mちょっとくらい行ったところが現地になります。ここは、向こう側は大変晴れて、そしてまたすぐ上には家もあつて、そしてまた奥のほうにも家があるのですけれども、両方ともその方がいらっしゃって、早く家を建てて、迷惑も何ないということで、それでまた、今、広い家が見えておりますけれども、あそこ

からかなり離れて、ちょっと辺りが高いものですから、下のほうに整地をされて、側溝は下のほうから右側の県道の側溝まで設けてから流すということでしたので、何ら問題ないかと見てまいりました。皆さんの審議をよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の報告どおり、何ら問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当として認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしということで、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号9について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、11ページをお願いいたします。

番号9、加津佐町の〇〇さんから加津佐町の〇〇さんへ、加津佐町〇〇、地目が畑、地積は441平米となっております。転用の目的は一般個人住宅です。持家を建築したいということでございます。権利の内容につきましては贈与で、時期については許可後になります。期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われま。一般個人住宅、木造平家建てで、建築面積は95.85平米です。最高1.1m、最低0.2mの盛土をし、整地いたします。北側の駐車スペースにつきましては134平米となりますが、コンクリート舗装いたします。北側は既存の石積みがあり、そのまま利用し、ほかは擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。雨水は、溜桝を経由して道路側溝へ放流されます。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流します。資金につきましては、借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日木曜日午前11時30分頃、〇〇委員と〇〇推進委員と事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇公民館から直線距離で200mほどのところだと思います。どんどん奥に入って行って、当日は、霧がひどくて、〇〇土地改良区の石碑の建つ予定のすぐそばでした。この右側の、先ほどの写真の右側のブロック塀が、その碑が建つところだそうです。周りも3面とも個人の土地で、何も問題はないと見てまいりました。ご審議をお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。本当は11時10分だったのですがけれども、〇〇委員が霧で道に迷いまして、11時半になりました。私は30分待っておりました。ということで、みんな周りも全部自分の土地ということで、影も問題ないし、排水も道路のほうに流すということでしたので、それと隣の畑と十何m、20m近く離れておるので、朝日が影にならんなどということで、特段問題ないと見てまいりました。以上です。

議長 ここは第1種農地ということでありますが、〇〇の土地改良区とは接していないわけですね。

事務局（〇〇） 今の画像を見ていただければ分かると思いますが、周りは〇〇土地改良区の範囲内ですけれども、そこにつきましても、改良区以外の地区管理になります。隣接は、先ほど説明にもありましたけれども、最終的に記念碑を建てるところのすぐ横になります。直接土地改良区の農地とは接触しておりませんので、問題ないかと思えます。

議 長 土地改良区と接しておったら、意見をまたやらないかんわけですね。
ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めて県へ進達いたします。

次に、**議案第90号 農用地利用集積計画の決定**について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第90号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

12ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規1件、1,452平米、再設定が11件、3万8,081.91平米の計12件の3万9,533.91平米となっております。使用貸借権は、今月はありません。所有権移転が、贈与が3件の5,459平米、売買が5件の3,021平米の合計8件の8,480平米となっております。中間管理事業（一括方式分）につきましても新規のみで、賃貸借権が5件、9,024平米と使用貸借権が2件、4,606平米の合計7件、1万3,630平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、12ページのほうをお願いいたします。

（議案第90号 賃貸借権 番号1新規設定、所有権 番号13～20を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われれます。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではありますが、16ページの番号24は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ないようですので、次に、番号24について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 16ページの番号24について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議 長 ご意見がありませんので、議案第90号 農用地利用集積計画は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議ないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、議案第91号 令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 私から、議案第91号について説明いたします。

資料のほうは17ページ以下なのですが、18ページの各目標についての説明のみにさせていただきます。

資料18ページの（1）農地の集積についてですが、②の欄になります。農地の集積の目標年度が12年度、集積率82%、これは市の基本構想の数値になります。それに向かって、12年度に82%になるように、今年度の新規集積面積は120haとなります。

次に、（2）の遊休農地の解消ですが、下のほうになります。②目標、アにつきましては前年度と同じになりますので割愛させていただきます。イにつきましては今年度から新たな数値になりますけれども、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積ということで、前段のアの緑区分の解消を5年間で解消する目標という形になりますので、同じような目標設定といたしまして、前年度30ha新規が発生しておりますので、5で割った6haを解消という形になります。

次のページをご覧ください。

新規参入の促進ですが、目標が過去3年間の賃借利用権の設定及び有償の所有権移転の面積の平均が、令和元年から令和3年度の平均が112ha、その分の1割以上ということになっておりますので、新規参入者の貸付等について、所有者の同意が得られる面積という形になります。この分については貸付けまで進む必要はなく、新規就農者に貸してもいいよという意向を把握していただく面積になります。それが11.2haになります。

次、最適化活動の目標ですが、前年と同じく、1人当たりの活動日数は月7日間を目標といたします。

（2）活動強化月間の設定を2回、8月・9月に行っております農地パトロール、現地調査、利用状況調査。2月が、今度はその分についての農地所有者もしくは耕作者の意向把握ということで2回設定させていただいております。

（3）新規参入相談会への参加ということで、本委員会では、8月に市のほうで夏期就農相談、お盆で帰省される方の農家相談を行っておりますので、もしそういう相談があった場合にはそちらのほうに参加をしたりということで1回上げております。以上です。

議長 ただいまの説明に対して、何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議長 意見もないようですので、原案どおり決定することで異議ありませんか。

（「異議なし」との声）

議長 異議がないようですので、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案どおり決定することといたします。目標達成に向けて取組をよろしく願いいたします。

（「1ついいですか、今の案件で」との声）

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほどの遊休農地の件で、管理地の放棄地というか、一応畑がまだ変わっていないという条件のところ。それを今、私どもが農地パトロールをして、ここは絶対駄目だというのを、いろいろ手を尽くして連絡はつけておると思うんですよ、その地主の方に。畑や田んぼとかを、荒れているから、雑種地というか荒地放棄にするというような方向で持って

いくような状況にしなければいけないのですが、応答しない方、全然、ほっておけばよかろうというような人たちが何人かいらっしやるのはどういうふうに対処するのか。もう数字だけで解消するのは、罰金がいきますよとかなんとかという話も聞いたんですけども、どんな状況になるんですか。そのままほっておいていくと、また解消ができない部分もあったり、農地としてずっと点在するところであったり、解消はできないというような、何か痛しかゆしというところが。うちの畑の隣でも、遠くに地主が行ってから、うんともすんとも言わない方がいらっしやるみたいですので、これもどうしようか、どうなるんだろうかなというちょっと疑問があったもので、ちょっとお聞きしようかなと思って。

議長 管理地の調査のことですね。意向調査に対して、返事が返ってこないということですね。今、固定資産を1.8倍に上げるとかということですかね。事務局、そのところの説明をお願いします。

事務局(〇〇) 今の件なんですけれども、農業委員会としましては、農地パトロールで回っていた農地の緑と黄色の所有者もしくは耕作権を保持している方については意向調査を行っています。その意向調査で、基本的には中間管理事業を通して貸し付けたいですよという意向のあった農地以外の農地につきましては、自分が耕作するか貸すかという意向、もしくは全く意向を示さない。自分でするか貸し付けるとかされている方については、一応半年間、6か月間の猶予期間があるんですけれども、その目的が達成できなければ意向を示さない方と同じような取扱いになるんですが、固定資産税が、今、農地につきましては55%の減が当たっているんです。その55%を、もう農地として使わないならば、減免は受けられない、解除されるという形になりますので、国のほうが言っている1.8倍に上がります。

ただ、どうしても農地の評価になりますので、そんな一気にぼんと上がるような措置ではないかと思っております。ただそういった減免の解除というのが適用になるというのが、先ほどおっしゃられた分になります。以上です。

議長 そういう状況が今のところ発生しておるかと思っておりますけれども、執行された事例は今のところありますか、本市で。

事務局(〇〇) 今のところ、その部分は、まだうちのほうは執行までは至っていません。ただ、毎年ずっと同じような状況であれば、そういった措置に動かざるを得ないのかなというのが現状です。

議長 先ほど〇〇番の〇〇委員から質問があったように、どんなに調査しても同じ状況なんですよね。だから、どうなっているのかなと、そういうところは思っているところなんですけれども、なかなか毎年調査しても同じであったりとか、そういうような形がありますので、どうしたらいいものかなと、委員としては調査に当たってはということを考えてところであります。中間管理に貸せば、中間管理が貸せと言ってもいけませんと言うし、そのところがどうかと思うところでございます。

〇〇番〇〇委員、それでよろしいですか。

〇〇番〇〇委員 もう少し脅しが効くような話がいいなと思ったんですが。絶対これに集まるんやというような状況が取れたらまた、いいのか悪いのか、それはいろいろですけども、なと思っております。

議長 先ほど班長がおっしゃったとおり、減免がされないというようなことだそうですので、続けていけばそういうような形になるかと思っております。

議案第91号はそれで締めましたので。

20ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

21ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これも見てください。22ページ、これも同じです。ご覧ください。

以上で議案審議を終了させていただきます。